

議 会

11月10日金期  
令和5年11月市議会臨時会の主な内容をお知らせします  
問い合わせ 総務課 瀧口恵 ☎(23) 0050

正副議長の選出について

選挙の結果、議長に村田博英議員、副議長に原口康之議員が選出されました。



議長 村田博英 議員

監査委員の選任について

市議会議員のうちから、監査委員に植田博巳議員が選任されました。



副議長 原口康之 議員



監査委員 植田博巳 議員

栄 典

社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰（民生委員児童委員）  
牧野英恵さんが厚生労働大臣表彰を受賞  
問い合わせ 社会福祉課 鈴木嘉人 ☎(23) 0070



市長に受賞の喜びを報告した牧野さん

民生委員の牧野英恵さんが、社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰を受賞し、11月27日、杉本市長を表敬訪問しました。この表彰は多年にわたって民生委員児童委員として社会福祉の向上に寄与し、その功績が顕著であると認められた人に贈られ、市としては初めての受賞となります。牧野さんは、「先輩たちの指導の下、市民の皆さんの協力なくしては続けられなかった。力の限り、精進していきたい」と、感謝とともに今後の抱負を話しました。

税 金

国民一人一人が森を支えるために  
「森林環境税」が令和6年度から導入されます  
問い合わせ 税務課 三浦大輔 ☎(23) 0035

森林環境税とは

国土の保全や水源の維持、地球温暖化の防止などを目的に、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、年額1000円を市町村が賦課徴収する国税です。

森林環境税の仕組み

森林環境税による収収は、森林環境譲与税として、国を通して各都道府県・市町村に配分され、間伐などによる森林整備や木材利用の促進、担い手確保などに活用されています。

このように森林環境を整えることで、地球温暖化の防止、洪水や渇水の抑制を目指します。本市における森林環境譲与税の活用状況は、市ホームページにて公開しています。

個人住民税均等割の税額

個人住民税の均等割は、東日本大震災復興基金法に基づき、県民税、市民税共に年額500円ずつ、合計1000円の引き上げがされていましたが、令和5年度で終了

令和5年度	個人住民税
県民税均等割 (1,900円) ※復興特別税500円を含む	}
市民税均等割 (3,500円) ※復興特別税500円を含む	
合計 5,400円	
令和6年度	国税
森林環境税 (1,000円)	}
県民税均等割 (1,400円)	
市民税均等割 (3,000円)	
合計 5,400円	個人住民税

するため、森林環境税導入後も均等割額に変更はありません。

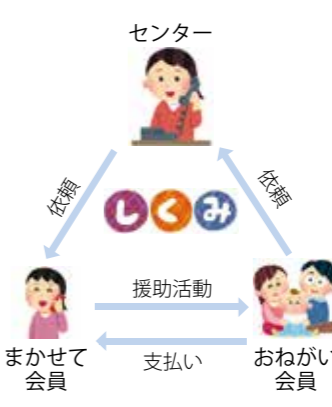
非課税対象者

- 次のいずれかに該当する人には、森林環境税が課税されません。
  - 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
  - その年の1月1日現在の状況が、障がい者、未成年者、寡婦（またはひとり親）のいずれかに該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
  - 前年中の合計所得が次の算式で求めた額以下の人
- ▼同一生計配偶者または扶養親族がいない場合…38万円
- ▼同一生計配偶者または扶養親族がいる場合…28万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋1）＋10万円＋16・8万円

子 育

地域で地域の子育てを支え合う  
ファミリー・サポート・センター  
問い合わせ 子ども子育て課 子育て支援係 ☎(23) 0071

ファミリー・サポート・センター（通称ファミサポ）は、子育て中の家族が安心して働き、育児することができるよう、あらかじめ登録した地域の会員同士が活動するネットワークです。



★おねがい会員（援助を頼みたい）  
市内に住所がある人で、0歳（おむね生後4カ月）から小学校6年生までの子どもの保護者が利用できます。

★入会金や年会費、保険加入の負担金なし。利用料は600円から。児童扶養手当などを受給している人には助成あり。

★まかせて会員（援助を行いたい）  
市内および近隣市町に住む20歳以上の人で、育児の援助をする会員です。地域や子育て支援に理解と熱意のある人であれば、資格は問いません。会員登録後

税 金

1月1日現在の固定資産所有者に課税されます  
固定資産税についてお知らせします  
問い合わせ 税務課 木村優斗 ☎(23) 0035

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に課税される地方税です。固定資産税は、年の途中の売買や相続などにより所有権が移転した場合でも、その年度分は1月1日現在の所有者に課税されます。

この税は、市税全体の約半分を占めており、市民サービスや公共事業などを行うための重要な財源となっています。

納税義務者

固定資産税を納めていただく人は、原則として固定資産の所有者となります。

税額の算出方法

固定資産税の税額は「課税標準額×税率」により算出されます。

税率と課税標準額について

本市における固定資産税の税率は1.4%です。

「まかせて会員研修」（計10時間程度）を受講するため、安心して活動に参加できます。

★両方会員  
おねがい・まかせて会員の両方に登録する会員です。

活動内容

▼保育施設・学校が休みの時や急な仕事・学校行事への参加・通院・冠婚葬祭などで保護者が外出した際の託児▼児童クラブや習い事の送迎 など

◆「まかせて会員研修」  
会場 さざんか(4)は吉田消防署  
参加費 無料  
申込方法 電話で申し込む。  
申込期限 開催日の前日

① 1月12日(金) 午前	保護者と子どもに寄り添って(パネルシアターの実演あり)
② 2月9日(金) 午前	子どもの栄養と食生活、調乳実習、起こりやすい事故と予防
③ 2月15日(金) 午前	楽しい!ふれあい遊びと製作
④ 2月22日(金) 午前	救急講習(心肺蘇生法、AEDの使い方、気道異物除去法、通報の仕方)

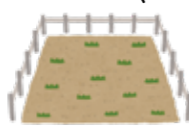
※講師の都合などにより内容が変更になる場合があります。研修時間など詳細は、市ファミリー・サポート・センター(☎0077)にお問い合わせください。

評価の方法

課税標準額は、原則として固定資産の価格（評価額）と同じになります。ただし、住宅用地のように特例措置が適用される場合や、宅地の税負担の調整措置が適用される場合は、適用後の算定額となります。

総務大臣が定めた基準に基づいて評価を行っています。

- 【土地】 地価公示価格や不動産鑑定評価価格を基に、宅地や農地、山林や原野、雑種地など地目別に定められた評価方法により行います。
- 【家屋】 完成した家屋の構造材や外装、内装などに評価を付ける家屋調査に基づいて算定した価格に、経過年数などの補正率を乗じて算出します。
- 【償却資産】 資産の取得時期や取得価格、耐用年数に基づき、経過年数に応じた減価を考慮して算出します。



**募集** 同日開催 R6.2.3 (Sat) R6.2.4 (Sun) 牧之原市民の観戦を招待!

**【B1リーグ】三遠ネオフェニックス**



VS 島根スサノオマジック

**【時間】** 各日午後3時5分試合開始  
**【場所】** 浜松アリーナ  
**【定員】** 各日100人限定（先着順／1申込5人まで）

**【申込方法】**  
右の二次元コードを読み取り、チケットを取得してください。  
※申し込みには、BリーグIDの取得が必要です。専用フォーム


**【申込期間】**  
12月26日(日) 正午から試合当日午後4時まで  
※各日とも招待枠が埋まり次第、受付を終了します。

**【問い合わせ】** 株式会社フェニックス チケット担当 ☎0532(35)7528

**【申込方法】**  
①スマートフォンで右の二次元コードを読み取り、ベルテックス静岡公式LINEに友達登録してください。  
②登録後に送られてくる応募フォームから必要事項を入力して応募してください。

**【申込期限】** 1月21日(日)午後11時59分  
※抽選の場合、結果を1月23日(火)午後6時までにお知らせします。

**【B2リーグ】ベルテックス静岡**



VS 熊本ヴォルターズ

**【時間】** 2月3日(日)午後5時 試合開始  
4日(月)午後3時

**【場所】** 静岡県立武道館  
**【定員】** 各日50組100人限定（応募多数の場合抽選）

**【問い合わせ】** 株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ チケット担当 ☎054(294)7507

**募集**

無料で牧之原市民を招待します  
プロバスケットボールクラブ「三遠ネオフェニックス」  
「ベルテックス静岡」公式戦ホームゲーム開催

**相談**

ひとりで悩まずに相談してください  
インターネットで依頼したロードサービスのトラブルが急増  
問い合わせ 市民相談センター 杉山通明 ☎(23) 0088

**相談事例**  
【事例1】事前説明のない「緊急対応費」や「祝日対応費」を請求された。  
【事例2】料金について十分な説明がないまま作業され、高額な料金を請求された。  
【事例3】事前説明のないキャンセル料を請求された。  
【事例4】費用を損害保険会社に請求できると言われて契約したが、認められなかった。

**アドバイス**  
●ロードサービスの業者から「損害保険会社に請求できる」と説明されたが、保険金が出ない場合がある。  
●ロードサービスの業者の説明や作業内容、金額について、消費者自身で判断することが難しい。



**問題点**  
●サイトや広告とは異なる費用や事前説明のない費用を請求される場合がある。

●自動車の故障などが生じた場合は、まずは自分が契約している損害保険会社や保険代理店に問い合わせましょう。  
●サイトなどの表示や電話で説明された料金をうのみにはしないようにしましょう。  
●請求された金額や作業内容に納得できない場合は、きちんとした説明を求めましょう。  
トラブルに遭ったときや困ったときには、市民相談センター（消費生活センター）へ早めに相談しましょう。相談員が解決の方法と一緒に考えます。  
▼消費者ホットライン「188」番 最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センターなどを案内する全国共通の3桁の電話番号です。

**講座内容**

■グループサポーター・お宅サポーター【共通】

回数	日時	テーマ
第1回	1月15日(日)	・牧之原市の高齢者を知ろう ・介護予防とは
第2回	1月25日(火)	みんなで考えよう！わたしがしてほしいこと、わたしにできること

■グループサポーター

回数	日時	テーマ
第3回-1	2月6日(日)	地域での集いの場で生きがいづくり(体験)
第4回-1	2月13日(日)	集いの場の大切さについて(講義)
第5回-1	2月28日(火)	地域の集いの場ツアー

または

■お宅サポーター

回数	日時	テーマ
第3回-2	2月9日(金)	高齢者宅での生活支援活動について
第4回-2	2月22日(火)	高齢者宅への訪問について
第5回-2	2月下旬	高齢者のお宅訪問実践

■グループサポーター・お宅サポーター【共通】

回数	日時	テーマ
第6回	3月8日(金)	今後の活動について

※講座修了者にサポーター修了証を交付します。



これまでの講座を修了した「らいふサポーター」はこのような活動をしています

■グループサポーター  
通いの場などにおけるレクリエーションの提供や利用者のサポートをしています。  
※現在は、高齢者が集まる「ちょっくら処」を開設しています。



■お宅サポーター  
主に、65歳以上の人の日常生活におけるちょっとした困り事をサポートする有償ボランティア「あるたす」として活動しています。



**募集**

ちょっとした日常生活の困り事への支援をしてみませんか  
らいふサポーター養成講座の受講生を募集します

市民の皆さんが、これからも住み慣れた本市で安心した生活を送ることができるよう「ちょっとした日常生活の困り事」などへの支援を行う「らいふサポーター」の養成講座を開催します。  
主に、「グループサポーター」は、通いの場など地域の居場所におけるサポーター、「お宅サポーター」は、ごみ出しなど日常生活のちょっとした困り事について、サポーターをした人に向けた講座です。

「仕事かひと段落して時間ができたらから、何かしたいな」「誰かの支えになりたい」という人は、この講座で支援をする際の注意点や介護予防について学び、「らいふサポーター」になりませんか。

**日程**  
令和6年1月～3月

**時間**  
午後1時30分～午後3時  
※グループサポーター第5回のみ  
午前9時30分～午前11時

**会場**  
相良総合センターい〜ら  
**受講料** 200円(資料代)  
**募集期限** 1月10日(日)  
**申込方法**  
電話もしくは申込フォームで申し込む。  
**申込先**  
牧之原市社会福祉協議会  
生活支援コーディネーター  
大石重紀、小川夢加、大石愛莉  
☎(52) 3500



申込フォーム

問い合わせ 長寿介護課 宮崎玲菜 ☎(23) 0076